

令和4年4月11日

改定 令和7年4月1日、令和7年10月16日

京都市都市計画局情報共有システム試行要領【令和7年度改定版】

1 目的

本要領は、京都市都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事において、情報共有システムを利用した工事の試行に関して必要な事項を定めたものである。

情報共有システムを導入し、「情報共有の迅速化」、「工事書類の処理の迅速化」、「工事書類の整理作業の軽減」や「日程調整の効率化」等による受発注者間のコミュニケーションの円滑化や生産性向上を目的とする。

2 用語の定義

(1) 情報共有システム

情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) ＡＳＰ方式

情報共有システムを提供する民間会社（以下「システム事業者」という。）による専用のウェブアプリケーションとデータサーバーを用いて情報を交換・共有する方式をいう。

3 対象工事

本試行の対象は、都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のうち、設計図書に情報共有システム試行工事であることを明示した工事とする。

なお、土木工事で実施する場合は、建設局の「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン」を準用する。

4 システムの選定・契約等

(1) 情報共有システムの機能要件

使用する情報共有システムは国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（契約時の営繕工事編の最新版）」を満たすＡＳＰ方式とする。ただし、「工事書類等入出力・保管支援機能（営繕工事編）」における「営繕工事電子納品要領対応機能」は対象外とする。

(2) 選定

システム事業者の選定は、受注者が行うものとする。

(3) 契約

システム事業者との契約、システムの利用登録、利用料金の支払い等の手続きは、

受注者が行うものとする。

(4) 費用負担

本試行における情報共有システムの利用に係る利用料金は、システムの利用期間に応じて、本市の基準により共通仮設費として積み上げる。受注者が正当な理由なく、情報共有システムの契約をしなかった場合は、請負代金のうちシステム利用料金分を減額変更するものとする。

5 情報共有システムの利用について

(1) 情報共有システムの利用

情報共有システムにおいて以下の機能を必ず利用し、その他機能の利用については受発注者間の協議によること。

- ・ 工事書類の処理（発議書類作成機能、ワークフロー機能）
- ・ 工事書類の整理（書類管理機能）
- ・ 電子検査や保管のための出力（工事書類等入出力・保管支援機能）

(2) 対象書類

監督員が指定する全書類を対象とする。

(3) 利用対象者

利用対象者は、原則、次の者とし、受発注者間の協議により決定すること。

発注者：監督員（担当監督員、主任監督員、統括監督員）、検査職員

受注者：現場代理人、監理（主任）技術者

(4) データの提出

受注者は完成検査後、電子化された工事書類を電子媒体（DVD）により提出すること。

6 工事検査について

(1) 書類検査

情報共有システムで処理した工事書類は紙出力せず、原則として電子データで検査（電子検査）を実施する。

(2) 検査の準備

現場での電子検査に用いるパソコン等の機器は受注者が準備する。

7 工事成績評定

5に記載する利用内容の履行が確認できた場合は、工事成績評定の評価項目「創意工夫」において加点（0.4点）する。この加点は、創意工夫における加点の上限（2.8点）のうちに含むものとする。

また、履行できなかった場合の減点は行わない。

8 その他

情報共有システムの運用については、京都市都市計画局情報共有システム試行要領の運用に定めるところにより、適正に行うこと。

なお、本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間での協議により定める。

9 施行期日

本要領は、令和7年11月1日以降に契約した工事から適用する。